

# 植生学会会員規則

2025年7月8日 改定

## (趣旨)

第1条 この規則は、植生学会会則第6条第3項の規定に基づき、植生学会会員に関し必要な事項を定める。

## (一般・学生の別)

第2条 会則第4条に定める正会員のうち、学生・生徒であるもの(大学院生等を含む)を学生会員とし、それ以外を一般会員とする。

## (入会手続き)

第3条 本会への入会を希望する者は、会則第6条第1項に定める会費のほか、所定の入会申込書を植生学会事務局宛に提出しなければならない。

## (会費)

第4条 会則第6条第3項の規定に基づき、会員の年会費を次のとおりとする。

- (1) 一般会員 年会費 6,000円
- (2) 学生会員 年会費 3,000円
- (3) 団体会員 年会費 10,000円
- (4) 賛助会員 年会費 一口 10,000円

2 学生会員が一般会員となる場合は当該年度の年会費の差額の納入を免除し、その翌年度から一般会員の年会費を納入するものとする。

## (旧姓の使用)

第5条 会則第2条の目的を円滑に達成するため、会員が婚姻その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、法令等の規定に抵触することがなく、また学会運営・活動上支障がない場合には、引き続き改姓前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という）を使用することができる。

2 会員が希望する場合には、戸籍上の氏と旧姓を併記して使用することができる。

## (会員情報の変更)

第6条 会員種別、所属、連絡先等に変更が生じた場合には、すみやかに所定の会員情報変更届によって変更事項を学会事務局宛に提出しなければならない。

2 会員が希望する場合には、会員名簿に記載の氏を戸籍上の氏あるいは旧姓に変更することができる。または戸籍上の氏と旧姓の併記も可能とする。

## (退会・除名)

第7条 会員が退会しようとする場合は、所定の退会届を学会事務局宛に提出しなければならない。

2 退会しようとする会員で、未納の年会費等がある場合は、これを納入しなければならない。

3 会員がその資格を喪失しても、既納の年会費等を返還しない。

4 年会費を3年間滞納した者は、退会させることができる。

5

本会の運営を妨げ、あるいは本会の名誉を著しく毀損したことが認められる会員は、運営委員会の決議により退会又は除名させることができる。

## (雑則)

第8条 本規則の変更は総会の決議による。

附則 2016年10月23日 制定

1. この規定は2016年10月24日から施行する。

附則 2024年10月19日 改定

1. この規定は2024年10月20日から施行する。

附則 2025年7月8日 改定

1. この規定は2025年7月9日から施行する。